

第1 平成19年度社会・援護局援護関係予算案について

【18年度補正後予算】 【19年度予算案】

53,164百万円 → 48,959百万円

1 援護年金の改善 47,036百万円 → 43,078百万円
 (受給人員 25,407人 → 23,088人)

援護年金の額を恩給の改善に準じて引き上げる。(平成19年10月から)

改善の例(年額)

- 遺族年金、遺族給与金(公務死)
 1,962,500円 → 1,966,800円
 恩給の遺族加算の引上げ(4,300円)に準拠
- 遺族年金、遺族給与金(勤務関連死)
 1,559,500円 → 1,568,700円
 恩給の遺族加算及び特例扶助料の最低保障額の引上げ
 (合計9,200円)に準拠
- 遺族年金、遺族給与金(平病死)
 503,750円 → 514,550円
 恩給の遺族加算の引上げ(10,800円)に準拠

2 中国残留邦人等の支援 1,518百万円 → 1,780百万円

○「中国帰国者あんしん生活支援計画」経費(別紙参照) 424百万円

中国残留邦人等の高齢化等を踏まえ、日本語の習得、地域社会への適応、2世・3世の就労支援等のきめ細かな取組を推進することにより、日本社会で安心して生活を営むことができるよう支援する。

- (1) 「地域生活支援プログラム」の実施 219百万円
- (2) 自立指導員の永続的派遣(派遣年限撤廃) 105百万円
- (3) 中国帰国者支援・交流センターの増設等 89百万円
- (4) 2世・3世に対する適切な就労支援の実施 11百万円

3 戦没者の遺骨収集等	868百万円 →	847百万円
(1) 遺骨収集等	523百万円 →	517百万円
① 遺骨収集関連事業	243百万円 →	240百万円
② 慰霊巡拝	125百万円 →	101百万円
③ 慰霊碑の補修等	91百万円 →	81百万円
④ 遺骨・遺留品の伝達	9百万円 →	18百万円
⑤ 戦没者遺骨に係るDNA鑑定	51百万円 →	72百万円
(2) 戦没者遺児による慰霊友好親善事業	323百万円 → (14地域952人)	308百万円 (14地域1,008人)
(うち、民間建立慰霊碑等整理事業	19百万円 →	19百万円)
4 戦中・戦後の労苦継承	755百万円 →	751百万円
(1) 昭和館の運営費	554百万円 →	554百万円
(2) しょうけい館の運営費	189百万円 →	187百万円

平成19年度中国残留邦人等の支援予算(案)の概要

【18年度補正後予算】 【19年度予算案】

1,518百万円→1,780百万円

「中国帰国者あんしん生活支援計画」経費（新規分） 424百万円

中国残留邦人等の高齢化等を踏まえ、日本語の習得、地域社会への適応、2世・3世の就労支援等のきめ細かな取組を推進することにより、日本社会で安心して生活を営むことができるよう支援する。

1 帰国者の個々の状況に応じた柔軟な地域生活支援

「地域生活支援プログラム」の実施（生活保護受給者を対象）

219百万円

- ① 生活保護を受給する帰国者を対象とした「地域生活支援プログラム」を策定し、帰国者の地域における社会的自立を進め、安心して生活を営むことができるよう支援する。
 - ・日本語学習等へ参加する際の交通費の支援
 - ・交流事業に参加する際の教材費の援助
- ② プログラムの一環として帰国者が親族訪問等のために中国へ渡航する際の生活保護費について次の取扱いを行う。
 - ・渡航期間中の生活扶助費の継続支給
 - ・渡航費用の収入認定除外

2 生涯にわたるきめ細かな支援体制の確立

(1) 個々の地域において支援を担う自立指導員の永続的派遣（派遣年限撤廃）

105百万円

個々の帰国者の日本語教育支援、就労支援、生活相談支援等を担う自立指導員の派遣年限（3年以内）を撤廃し、中国帰国者等のニーズ等に応じて、生涯にわたるきめ細かな支援等が継続的にできるよう制度の大幅な見直し、改善を行う。

(2) 支援・交流拠点となる中国帰国者支援・交流センターの増設等

89百万円

- ① 中国帰国者の中長期的な支援・交流の拠点施設である支援・交流センターを、新たに2箇所を設置（既存施設と合わせて全国7ブロック全てに設置）し、日本語習得支援等を全国で行う体制を整える。
- ② 高齢帰国者が他の帰国者等と交流を図りながら、地域において継続的に日本語学習が行え、地域で安心して生活できるよう新たに12箇所（既存の施設と合わせ30箇所）に高齢者向け日本語教室を設置する。

3 ハローワークと自立指導員等の連携強化

2世・3世に対する適切な就労支援の実施

11百万円

- ① 2世、3世等がハローワークを利用する際に、自立指導員及び自立支援通訳を派遣し、個々の状況に応じたより効果的な就労支援が受けられるよう援助する。
- ② 2世、3世が、ビジネス向けの日本語検定に合格した場合や就労に役立つ資格を取得した際に、受講料等を援助して、円滑な就労に結びつけられるよう支援する。

第2 中国残留邦人等に対する援護施策 について

1 中国残留邦人等に対する援護

中国残留邦人等対策については、これまでに、各都道府県の御協力のもと、各種施策を講じてきたところであるが、帰国者の高齢化が進んでいる現状などを踏まえ、平成19年度においては、これらの方々が安心して生活を営むことができるよう、継続的な支援をさらに充実させるなど、生涯を通じたきめ細かな支援を行うこととしている。

具体的には、生活保護受給者を対象とした地域生活支援プログラムの実施や個々の地域において支援を担う自立指導員及び自立支援通訳の永続的派遣（派遣年限撤廃）、支援・交流拠点となる中国帰国者支援・交流センターの増設、高齢帰国者向け日本語教室の増設等により、日本語の習得、地域社会への適応、2世・3世への就労支援等のきめ細かな自立支援の取組を推進することとした。

今後とも、厚生労働省においては、中国帰国者等への継続的な支援施策を行うこととしているので、各都道府県におかれても一層の御協力をお願いしたい。

(1) 地域生活支援プログラムの実施

生活保護制度における自立支援プログラムの一環として中国帰国者を対象とした地域生活支援プログラムを策定し、帰国者の地域における社会的自立を進め、安心して生活を営むことができるよう支援することとした。

具体的には

ア 日本語学習、交流事業等へ参加する際の交通費、教材費の援助

イ 帰国者が親族訪問等のために中国へ渡航する際の生活保護費の取扱い
(7) 渡航期間中の生活扶助費の継続支給

(4) 渡航費用の収入認定除外

ウ 自立指導員等が生活実態、ニーズ等をきめ細かく把握

エ 福祉事務所等の関係機関や専門家と連携した支援を実施

(2) 自立指導員等の永続的派遣（派遣年限の撤廃）

個々の帰国者の日本語教育支援、就労支援、生活相談支援等を担う自立指導員の派遣年限（3年以内）を撤廃し、中国帰国者等のニーズに応じて、生涯にわたってきめ細かな支援等が継続的にできるよう制度の大幅な見直し、改善を行うこととした。

また、帰国者等が福祉事務所等関係行政機関から助言、指導又は援助を

受ける場合の自立支援通訳についても派遣年限の撤廃を行うこととしている。

(3) 特に、地域生活支援プログラムの実施及び自立指導員等の永続的派遣

(派遣年限撤廃)等に伴い、援護対象者は、これまでの原則定着後3年までから日中国交正常化以降の帰国者のうち、支援が必要な者に広がるため、現在の自立指導員数、自立支援通訳数では対応が困難と思われるので、事業実施に必要な自立指導員等の確保及び定着者の把握に努められたい。

また、本プログラムの実施については、平成19年2月に事業の概要等についてお示ししたところであるが、今後実施要領等を定め、平成19年4月施行を予定していることから、各都道府県におかれては、実施に向けての体制作りを早急に進めていただきたく、御協力をお願いしたい。

(4) 中国帰国者支援・交流センター事業の充実

中国等帰国者の中長期的な支援・交流の拠点施設である中国帰国者支援・交流センターを、新たに2か所に設置(既存施設と併せて全国7ブロック全てに設置)し、日本語習得支援、生活相談及び地域交流事業等を全国で行う体制を整えることとしたところである。

中国帰国者支援・交流センターにおいては、日本語通信教育のスクーリングやボランティアの育成を目指す研修会「まなびや」、高齢帰国者の引きこもり防止を目的に実施している「高齢帰国者の友愛事業」、「高齢帰国者向け日本語教室」などを計画しているので、各都道府県におかれては、その趣旨を御理解の上、事業の推進に一層の御協力をお願いしたい。

なお、樺太等帰国者に対する日本語学習支援については、通信教育によるものは既に首都圏センターで行っているが、通学による支援については、主に帰国者が多い北海道圏センターで行うこととしているので、積極的に活用されるよう関係者への周知方、御協力をお願いしたい。

ア 「北海道中国帰国者支援・交流センター」及び「東北中国帰国者支援・交流センター」の開設

平成13年11月に首都圏(東京)及び近畿圏(大阪)、平成16年6月に九州圏(福岡)、平成18年9月に、東海・北陸圏(愛知)及び中国・四国圏(広島)に支援・交流センターを開設したところ、平成19年度には北海道圏及び東北圏(宮城)にも支援・交流センターを開設し、地域性を生かした支援体制の整備を図ることとしている。

両センターでは、他の支援・交流センターと同様に、通学による日本語学習や遠隔学習(通信教育)受講者のスクーリングを行い、また、相談事業や所管圏内各地の帰国者と支援者の交流を結ぶ各種事業等を実施

する。

イ 高齢帰国者向け日本語教室の拡充

高齢帰国者を対象に親しみやすい日本語習得や他の帰国者との交流の場を提供するため、平成16年度に、各地のボランティアの協力を得て高齢帰国者向け日本語教室を全国6か所に設置したところであるが、平成18年度には12か所を増設し、さらに、平成19年度に12か所を増設して、合計30か所で開設することとしている。

具体的な開設場所は、今後、各都道府県からのアンケート結果等を参考に、首都圏センターが中心となり、研修会「まなびや」への参加団体等に協力を呼びかけ、関係都道府県と協議し決定することとしているので、御協力をお願いしたい。

(5) 2世・3世に対する適切な就労支援の実施

2世・3世等がハローワークや福祉事務所を利用する際に自立指導員及び自立支援通訳を派遣し、個々の状況に応じたより効果的な就労支援が受けられるよう援助することとした。

また、2世・3世がビジネス向けの日本語検定に合格した場合や就労に役立つ資格を取得した際に、受験料等を援助して円滑な就労に結びつけられるよう支援することとしている。

(6) さらに、平成19年度においても、自立指導員と身元引受人の研修会を合同で開催するほか、定着促進センター職員、自立研修センター職員、支援・交流センター職員等を対象とした適応促進対策研修会を実施する予定である。

(7) 永住帰国を希望する者の受入れ

ア 平成19年度においても、引き続き新たに帰国希望を表明した者、新たに孤児と確認された者等の永住帰国希望者について早期受入れを図ることとし、そのための十分な受入体制を確保しているところである。

イ 身元引受人については、世代交代の時期を迎えていることから、各都道府県においては、引き続き、中国及び樺太等帰国者について新たな身元引受人の確保に努めていただくとともに、公営住宅の確保、帰国者等の就労、就学等に当たり、関係部局及び関係機関と連携協力を図りながら、帰国者の受入れ・自立に向けて積極的な取り組みをお願いする。

(8) 一時帰国援護

在日親族が中国残留邦人の一時帰国時の受入れができない場合については、集団による一時帰国の受入れ・援護を、中国帰国者については「財団法人中国残留孤児援護基金」に、樺太等帰国者については「NPO法人日本サハリン同胞交流協会」に委託し実施している。

都道府県においては、一時帰国情報等の在日親族への連絡、帰国時における出迎え、集団一時帰国時の墓参等にかかる在日親族の受入れの可否についての意向確認等、格段の御協力をお願いする。

2 中国残留孤児の肉親調査

(1) 日中共同（訪中）調査

中国残留孤児の肉親調査は、平成12年度から当室職員が訪中して行う日中共同調査を実施してきたところであるが、平成19年度も孤児と申し立てる者からの肉親調査依頼があるので、引き続き実施することとしている。

(2) 情報公開調査、訪日対面調査

平成19年度においても、日本国内において報道機関の協力のもと、新たに確認された中国残留孤児等に係る情報公開調査を行うとともに、身元に関する手掛かり情報を掲載した孤児名簿（リーフレット）を都道府県、市区町村、孤児届の提出者及び関係団体等に配布し、情報の提供を求めるなど情報収集に努めることとしている。

また、情報公開調査において肉親情報が得られれば、訪日対面調査を行うこととしているところであり、情報収集、戸籍確認等今後とも一層の御協力をお願いする。

3 各地域における帰国者に対する自立支援の充実

各地域に定着した中国帰国者等については、これまでも、国が実施する事業をはじめとして、各地方公共団体やボランティア団体等が独自に行う日本語教育など自立支援に取り組んでいただいているが、帰国者の高齢化が進んでいることなどから、よりきめ細かな支援が必要となっている。

このため、各都道府県においても、帰国者は地域住民であるとの観点から、ボランティア団体等とも連携しつつ、さらなる支援の充実を図るよう御協力をお願いする。

4 新たな支援策の検討

本年1月30日に、総理から大臣に「中国残留邦人の置かれている特殊な事情を考慮して与党ともよく相談しながら誠意をもって対応するよう」指示があったところである。

今後、これを踏まえて、中国残留邦人の方々の話を十分に伺い、第三者である有識者からの意見もいただきながら、中国残留邦人の方々が安心して地域で暮らすことができるよう、支援策を夏頃までにとりまとめる予定である。

(参考)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

第4条 国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等の地域社会における早期の自立の促進及び生活の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、必要があると認めるときは、地方公共団体が講ずる前項の施策について、援助を行うものとする。

第5条 国及び地方公共団体は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援のための施策を有機的連携の下に総合的に、策定し、及び実施するものとする。

第3 遺骨収集等慰霊事業について

1 遺骨収集

(1) ソ連抑留中死亡者の遺骨収集

ア 平成4年度から収集可能な埋葬地で鋭意実施してきており、平成18年12月末までに16,577柱の遺骨を収集したところである。

平成19年度においては、ハバロフスク地方等について実施することとしている。

イ 旧ソ連から提供された資料については、そのみでは埋葬地の所在が確認できないものが数多くあるとともに、すべての埋葬地を網羅しているものではないことから、旧ソ連側に対して追加の資料や新たな埋葬地に係る資料を要求しており、今後、新たに埋葬地が確認できた場合には、速やかに調査を行い、収集可能な埋葬地については遺骨収集を実施することとしている。

ウ 都道府県に埋葬地に関する情報が寄せられた場合には、援護企画課外事室に御連絡願いたい。

(2) 南方地域等における戦没者の遺骨収集

ア 昭和27年度から計画的に実施し、昭和51年度からは、確度の高い残存遺骨情報が得られた地域について継続的に実施している。

イ 平成19年度においては、6地域で実施することとしているほか、相手国関係機関等からの要請があった場合には、遺骨収集団等を派遣することとしている。

○沖縄・硫黄島

○フィリピン

○東部ニューギニア

○ビスマーク・ソロモン諸島

○マリアナ諸島

○パラオ諸島

ウ 都道府県に残存遺骨に関する情報が寄せられた場合には、援護企画課外事室に御連絡願いたい。

(3) 海外未送還遺骨の集中的な情報収集事業について

海外戦没者遺骨収集については、戦後60年余を経過し、当方に提供される残存遺骨情報が減少してきているなど、特に南方地域の遺骨収集が困難な状況になりつつあることから、今後の遺骨収集の促進を図るため、平成18年度から概ね3年間をかけて、南方地域（フィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島等）における海外未送還遺骨の集中的な情報収集を民間団体の協力を得て、実施しているところである。

各都道府県におかれても、本件事業に対するご理解をいただくとともに、貴都道府県在住者に対し本件事業の周知のための広報等を積極的に行っていただくなど、引き続き、未送還遺骨の情報収集に係るご協力をお願いしたい。

2 慰霊巡拝

(1) 旧ソ連地域

埋葬場所が特定されている地域を中心に、実施してきたところであるが、埋葬地の所在が不明である等により、旧ソ連地域にはいまだ数多くの遺骨が残されていることから、平成15年度からは、埋葬場所の特定の有無にかかわらず、各地方・州毎に広く遺族の参加を求めている。

平成19年度においては、4地域について実施することとしている。

- | | |
|-----------|------------|
| ○ハバロフスク地方 | ○チタ州 |
| ○イルクーツク州 | ○カザフスタン共和国 |

(2) 南方地域等

ア 平成18年度においては、フィリピン等6地域で実施したところである。

イ 平成19年度においても、フィリピン等8地域について実施することとしている。

- | | |
|-----------|---------------|
| ○フィリピン | ○マリアナ諸島 |
| ○ミャンマー | ○トラック諸島 |
| ○東部ニューギニア | ○ビスマーク・ソロモン諸島 |
| ○中国（東北地区） | ○硫黄島 |

(3) 各地域における参加遺族の推薦

今後、事業の具体的内容について決定次第、随時連絡することとしている。

なお、遺族の推薦手続きについては、医師の診断書の提出を参加内定後にするなど遺族が参加しやすくなるよう改善しているので、都道府県においては、関係遺族への更なる周知徹底を図るとともに、参加遺族の推薦方を願います。

3 慰霊碑の建立等

(1) 戦没者慰霊碑の補修

硫黄島及び海外旧主要戦域14か所に建立している戦没者慰霊碑については、それぞれの建立地の関係機関等と維持管理に関する委託契約を締結し、維持管理が適切に行われるよう努めているところである。また、経年により劣化が見受けられる慰霊碑については、順次、補修を行っており、平成19年度においては、サハリンの「樺太・千島戦没者慰霊碑」等2か所の補修を行うこととしている。

(2) ソ連抑留中死亡者の小規模慰霊碑

平成12年度以降、旧ソ連地域において遺骨収集が事実上実施できない地域等について、順次計画的に小規模な慰霊碑を建立することとしており、平成19年度においては、2か所に建立することを予定している。

4 慰霊友好親善事業

(1) 慰霊友好親善事業は、戦没者遺児が旧主要戦域等の人々と戦争犠牲者という共通の立場で交流し、今後の慰霊事業の円滑な推進を図るとともに、広く戦争犠牲者の慰霊追悼を行うものである。この事業は、民間団体へ委託して実施することとしている。

(2) 平成19年度においては参加対象人員を平成18年度より増加し、旧戦域の中心となる14地域、1,008名で実施することとしている。